

第 122 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 4 年 10 月 6 日（木）10:15～12:11

■場 所：共用第 2 特別会議室

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、小塚荘一郎、宗林さおり、東畠弘子

<消費者庁>

黒田消費者庁次長、片岡政策立案総括審議官、大森消費者安全課長、池田事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会委員挨拶
3. 委員長代理の指名
4. 個別事案について
(1) 選定事案
5. 閉会

■議事概要：

1. 開会

○中川委員長 定刻となりましたので、ただいまより第 122 回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

私は、このたび消費者安全調査委員会の委員長を務めることになりました中川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、新井消費者庁長官は、公務の都合で欠席と伺っております。

第 6 期初回の委員会であることから、黒田消費者庁次長に御出席いただいております。つきましては、初めに黒田消費者庁次長から御挨拶を賜りたいと思います。

○黒田次長 消費者庁次長の黒田でございます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、本年の10月で発足10年の節目を迎えますが、発足以来、被害に遭われた方々に真摯に向き合いながら、一件一件丁寧に事故の原因究明及び再発防止に向けた御提言、フォローアップ、そういったことに取り組み、設立時の狙いはおおむね実現できたと評価されているものと承知しております。このような本委員会の御貢献に心から敬意を表するとともに感謝を申し上げたいと思います。

本日より、先ほどのビジョンに従えば、事故調2.0に向けて第 6 期委員会が始動いたし

ます。昨今の社会経済情勢の変化に、例えば、グローバル化とかデフレの結果、そういった安い製品が出回っているとかデジタル化、また、高齢化、こういった社会情勢の変化、消費者行動の変化に応じて、予見がなかなかできないような事故が増えていくのではないかということが危惧されております。しっかり初心を忘れることなく、事務局も事務局体制をしっかり強化して人材育成にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

委員の皆様におかれましても、今後とも活発な御議論をいただきまして、より多くの事案について事故から教訓を得て事故を繰り返さないというために、有意義な御意見を取りまとめていただくようお願いしたいと思っております。消費者にとって安全・安心な社会の実現に向けまして委員の皆様のお力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの御挨拶とします。

○中川委員長 ありがとうございます。

黒田次長は、たしか委員会の立ち上げのときにも関わっていらしたと伺っております。引き続き御支援よろしくお願いいたします。

2. 消費者安全調査委員会委員挨拶

○中川委員長 本日は、第6期の初回の委員会開催でありますので、委員の皆様からお一人ずつ、これまでの御経験、あるいは事故調査に関する考え方、また、本委員会における抱負なども含めて御挨拶をいただきたいと考えております。

では最初に、私から御挨拶を申し上げます。

先ほどの懇談会で申し上げたとおりではありますけれども、3期目になりますので、私もこれまでの経験とか反省とかも踏まえまして、より効率的な運営、そして、より効果的な対策に努めていきたいと思っております。対策については先ほど次長からの御挨拶もございましたが、ますますどう対策を打てばいいかよく分からない事故が増えていくという一方で、古典的な事故もやはりありますので、後者の古典的なほうについては我々の今までの知見を用いてより強力にやっていきたいと思っております。未知の部分につきましては全く手探りで対策が打てないかもしれないという何となく恐怖感もないわけではありませぬので、皆様の御知見をいただいて進めてまいりたいと思っております。新しい2.0という話がございましたが、そのようなところにも行きながら、しかし、初心を常に忘れずにという形で進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、各委員の皆様からお願いしたいと思っております。

あいうえお順で小川委員からお願いいたします。

○小川委員 青山学院大学の小川と申します。よろしくお願い致します。

私は、臨時委員を6年と委員会の委員を4年やりまして11年目に、委員会に所属して11年目になったというところなのですが、専門は材料強度で、特に金属疲労が私の専門で、研究はどんなことをやっているかという、試験片を一生懸命精度よく作ってそれを壊してみると。壊してみなければどこまでもつか分からないという観点でずっと研究をしていたのですが、その委員会になるちょっと前ぐらいから国民生活センターで調査というところを始めていたところこの委員会に入らせていただきました。消費者安全ということは専門からすると全く考えていなかったのですが、10年間で結構勉強させていただいたなど

思います。壊れたものに対してはいろいろなことを、材料から聞く耳は、私は持っていると思っていますので、壊れたものについてはぜひ私が一生懸命やりますのでよろしく願います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございました。

では、続いて、河村委員、お願いいたします。

○河村委員 主婦連合会の河村です。改めましてよろしく願います。

この委員会には最初は専門委員で関わって、その後、何期からかは忘れましたが本委員のほうに変わりましたので、結局、立ち上がってからずっと関わっております。もっと言うと、立ち上がる前から、消費者団体として消費者事故調査機関をつくるという、つくる機運が、消費者庁ができる前からつくる運動をしているときから盛り上がり、いよいよ消費者事故調査機関をつくるというときの在り方検討会にも参加させていただいて、そのときからどうあるべきかということを経験ネットというネットワーク組織をつくって共同代表をしているのですが、消費者団体や弁護士、あと、事故の被害者遺族の方、あと、航空業界のパイロットの組合の方、あと、勤務医の団体の方とか様々な分野の人が集まって、1か月か2か月に1回集まっているいろいろな活動をしております。今でも続けております。事故調査機関というのはどうあるべきか、事故調査というのはどうあるべきかということはずっと追求している立場でございます。そういう消費者団体として消費者事故調査とはどうあるべきかと。そして、唯一の目的が再発防止であるという事故調査の在り方を考え続けています。

ここ1～2年は、ISOに消費者事故調査のガイダンスというものを作ろうという提案を主婦連合会のほうからしまして、運よく採用されましたので、今、委員会が進んでおります。あそこにいらっしゃる持丸委員がチェアを引き受けてくださって、うまくいけば来年末には発行されるというところまで来ておりますが、ずっとそういう活動をしておりますので、そういう立場からこの委員会にも参加させていただきたいと思います。よろしく願います。

○中川委員長 どうもありがとうございました。

続いて、小塚委員、願います。

○小塚委員 学習院大学の小塚です。よろしく願います。

私は法学部で商法を担当しております、商法というむしろ消費者側というより企業側の法律ということですが、私の指導教授は国民生活審議会にずっと関わっていたこともあって、商法研究者たるもの消費者法に常に注意を払わなければいけないということをおっしゃっていました。私自身、今、消費者庁で走っています消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会などにもお邪魔しておりますし、そことも関係しますけれども、ここ数年、AI製品など新しいテクノロジーと法という研究をしておりますが、恐らく製品安全の考え方もこれまた大きく変革を迫られるのではないかと感じておまして、そういう観点からいろいろな意見を申し上げられればと思います。よろしく願います。

○中川委員長 ありがとうございました。

続いて、宗林委員、お願いいたします。

○宗林委員 岐阜医療科学大学の薬学部におります宗林です。よろしくお願いします。

御存じの方も多いかもしれませんが、昨年の9月、ちょうど1年前まで国民生活センターに長年勤めておりましたので、非常に消費者行政とは近い存在で、しかもテストを主に担当しているという所掌でございました。途中、実は消費者庁にも出向しておりまして、ちょうどこの委員会の立ち上げのときに消費者安全課におりました。そして、この前の期は臨時委員としてサービス部会に所属させていただきました。皆さんの報告書の御苦労されている姿を見ながら、これは二種類のものをやったほうがいいと思っています。割と着地点が見えて、例えば、国民生活センターでも注意喚起ができるようなものであってもここはやはり少し権限もありますし、効率的に割と短い時間で出せるようなもの。インパクトがあって割と、やはり情報というのは消費者に知られることが大切だと思うのです。それから、制度そのものやはり変えていく。各省庁に対してやはり呼びかけをして、意見を具申等制度自体を変えていくような大きなものも実はほかではできないので、運輸安全委員会みたいな規模にはならないのですけれども、少し大きな変革ができるようなものという2種類のものやっけていきたいと今、思っています。どうぞよろしくお願いします。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、東島委員、お願いします。

○東島委員 東島です。国際医療福祉大学大学院で勤務しております。

私は高齢者福祉が専門でして、特に介護保険制度と福祉用具の利用、自分の研究のテーマは認知症高齢者の利用事故ということを中心にしております。厚生労働省介護保険制度は2024年に制度改定を迎えます。そのときに現在、宿題というか審議事項になっております中に安全な利用というのが大変大きな課題になっておりまして、消費者庁からというのが必ず最近では文言の一つに入ってきているというのが、多分、この10年の中では、私自身も大変大きな変革なのかなと思います。そういう意味では、福祉用具も今は介護ロボット等々というのがありますので、いろいろなことがこれからまた起きるだろうなど。私が何かお役に立つかどうかというのが分かりませんが、頑張りたいと思います。なお、以前は臨時委員をさせていただいておりまして、その後、専門委員をさせていただいておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、最後ですが、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 産業技術総合研究所の持丸でございます。

私は人間工学というバックグラウンドなのですが、恐らく、子供の安全の研究をしていたことでこういうところからお声がけいただいたのかなと思っておりますが、第1期からしばらく部会のほうで仕事をして、第2期以降部会長を務めて、こちらの調査委員会のほうにも入っております。研究のほうからいくと、私はサービスを研究対象にしていたり、AIや知能システムを研究対象にしておりますので、そちらの安全というところに関心がございます。

先ほど河村さんからも話がありましたけれども、産業技術総合研究所という組織にいる

都合上、標準化に関わっていて、国内だとライターとかペンのキャップとかブラインドとか家具とか、ほとんど子供ですね。子供の安全に関わってきて、国際でもISOのガイド50という、こちら子供安全ですね。それから今、先ほど河村さんからあったPC329というところに関わっております。今期もまたよろしくお願ひします。

○中川委員長 ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

3. 委員長代理の指名

○中川委員長 それでは、次に委員長代理の指名に移りたいと思います。

消費者安全法第21条第3項に基づきまして、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理することとなっております。

指名させていただく委員でございますが、私としては、前期と引き続き、持丸委員にお願いしたいと考えておりますけれども、持丸委員、いかがでしょうか。

○持丸委員 またタッグを組んで頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中川委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、部会長及び部会長代理等を指名したいと思います。

サービス等事故調査部会及び製品等事故調査部会につきましては、消費者安全調査委員会令第1条第2項により、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名することとなっております。また、同委員会令第1条第3項では、部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員のうちから委員長が指名することとされております。

部会長、部会長代理、部会に所属する委員並びに臨時委員等につきましては、10月中旬に指名をし、事務局を通じて委員の方々にお伝えするというにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように準備を進めたいと思います。

なお、お手元に、第5期委員会で取りまとめを行い、10月5日に公表を行った消費者安全調査委員会設立10年の活動報告書がございます。これは先ほどからちよくちよく話題に上がっているものなのですが、今までどのようなことをしてきたか、どこまでができて、まだできていないところは何か、そして、今後足を踏み入れなければいけない分野は何かということで、なかなか作るのに苦労いたしましたけれども、特に新たにいらっしゃった委員の方には非常に便利なガイドブックというのはおかしいですね。今までの私たちの自己認識をまとめたものでございますので御参考になるのではないかと思います。ぜひ御活用いただければと思います。

4. 個別事案について

(1) 選定事案

《新規選定事案候補について》

新規選定事案の候補について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

5. 閉会

文責：消費者庁事故調査室